光学式眼軸長測定装置並びに
超音波画像診断・眼軸長・角膜厚測定装置　１式

仕　様　書

令和８年 11 月
国家公務員共済組合連合会
新　別　府　病　院

【調達の背景】

現在、国家公務員共済組合連合会新別府病院（以下、「当院」という。）眼科外来で使用している超音波画像診断・眼軸長測定装置は、平成14（2002）年5月に導入した、UD-6000（株式会社トーメーコーポレーション製、以下、「従来機」という。）であり、実に導入してから24年の歳月が流れている。

然し、5年前となる令和5（2021）年の段階で、「次回故障した場合には修理は困難」との通達をメーカーより受けており、用度課への購入要望は毎年のように提出されていたが、機器更新には至っていなかった。

折しも当院では平成30（2018）年3月に導入した電子カルテが既に丸8年を超過し、保守委託業務としては「未知の世界」となる9年目に突入している。

電子カルテ更新は令和5年度より既に始まっており、本来ならば令和6年度期中で更新を終えている筈であったので、現在まで導入がずれ込んでいることさえ問題であるのだが、これは眼科領域とて無縁の話ではない。

今回の電子カルテ更新に於いて眼科では、現在の紙カルテ運用から電子カルテ化への転換を予定しており、これが現実のものとなると、従来機では電子カルテとの接続が不可能なため、どの道、電子カルテ更新前までに買換えをする必要に迫られていたことは紛れもない事実である。

上記を踏まえて、機種選定を考察した場合、以下のことが挙げられる。

●従来機は、導入後24年の長きに亘り、安定的に稼働しており、性能・品質共に優れている。

●従来機の後継は、従来機内に蓄積されたデータを移行させることが可能であり、緑内障の視野解析を継続する上で極めて有用である。

このことより、調達するべき光学式眼軸長測定装置並びに超音波画像診断・眼軸長・各膜厚測定装置はOA-2000Comfort及びUD800AB以外にはないというのが、診療現場となる眼科、並びに眼科部長との総意である。

三次救急病院を担う当院としては、常に近隣病院、競合病院の中にあって高度な医療の提供が必要不可欠だと言えるが、実際のところ数年来適切な医療機器投資が出来ておらず、機器投資の面で近隣病院に対して後塵に拝す状況となっている。

とは言え、今後の医療情勢に鑑みた場合、新たなる医療の提供は病院浮揚の起爆剤とも成り得るものであり、急ぎ体制を整備する必要がある。

ただ、残念なことに、コロナ禍終息後、当院の経営状況は悪化の一途であり、令和6（2024）年度並びに同7（2025）年度の2期連続での赤字を計上している状況下にあって、令和8（2026）年度末まで高額医療機器の先行投資は一定金額以上必要と見込まれる中での調達のため、入札に参加を予定する業者は当院の経営状況を十分に理解の上、入札に参加されたい。

1. 必要条件

1.入札機器のうち医薬品医療機器等法に基づく製造承認が必要な医療機器に関しては、入札時点で同法に定められている製造の承認を得ている物品であること。

2.納入後、安定した稼動が出来ること・

3.本装置の設置に関する作業については、事業者の負担とする。

2. 調達物品名

光学式眼軸長測定装置　一式（株式会社トーメーコーポレーション製）

ならびに

超音波画像診断・眼軸長・角膜厚測定装置　一式（株式会社トーメーコーポレーション製）

【機器内訳】

光学式眼軸長測定装置本体　OA-2000　Comfort

電動光学台　CT-360

天板　　TP-450

USB バーコードリーダーレザータイプ 2

ならびに

超音波画像診断・眼軸長・角膜厚測定装置本体　UD-800AB

眼軸長測定プローブ

顎台　遮〇板付き

電動光学台　CT-600

天板　　CT-600 用

USB バーコードリーダーレザータイプ 2

3. 数　　量　　:　　各　一　式

4.　構成内訳

（性能・機能に関する要件）

１．光学式眼軸長測定装置

1-1-1 眼軸長測定を光干渉式により、非接触にて眼軸長測定が可能であること。

1-1-2 測定の項目に関して、眼軸長・角膜曲率半径・前房深度・水晶体厚・角膜厚・角膜径・瞳孔径・角膜トポグラファーの8 種類の検査項目を有すること。

1-1-3 眼軸長の測定方式は、光学式測定によるもので、測定の範囲は14mm～40mm 以内の測定が可能であること。

1-1-4 角膜曲率半径の測定に関して、リングコーンを用いてφ2.0ｍｍ、φ2.5mm、φ3.0mm のケラト値の測定が可能であり、角膜のφ5.5ｍｍ範囲を簡易的に角膜形状が確認できること。

1-1-5 角膜曲率半径の測定範囲は、5.00mm～11.00mm 以内の測定が可能であること。

1-1-6 前房深度測定の測定範囲は、1.5mm～7.0mm 以内の測定が可能であること。

1-1-7 角膜厚の測定範囲は、200μm～1,200μm 以内の測定が可能であること。

1-1-8 角膜径の測定範囲は、7mm～16mm 以内の測定が可能であること。

1-1-9 瞳孔径の測定範囲は、1.5mm～13.0mm 以内の測定が可能であること。

1-1-10 本体に眼内レンズ度数計算式を有しており、眼軸長測定、角膜曲率測定の数値結果を反映し眼内レンズ度数の計算が本体でできること。

1-1-11 眼内レンズ度数計算式について、SRKⅡ・SRK/T・HAIGIS optimized・HAIGISstandard・HOLLADAY1・HOFFER Q・Olsen・Double K SRK/T・Shammas-PL の計算式が標準搭載されてあること。

1-1-12 トーリック眼内レンズ補助機能により、トーリック眼内レンズの位置決めの目安を容易に行える機能を有すること。

1-1-13 各種測定結果の電子データを外部メディア、外部PC へ送信できること。

1-1-14 フーリエドメイン方式を用い、混濁の強い測定困難眼においても自動的に測定可能部位を検出し、測定すること。

1-1-15 オートアライメント/オート測定機能により、アライメントから測定までが自動的に且つ容易に行える機能を有すること。

1-1-16 アライメントと測定に関して、オートとマニュアルモードの切り替えができること。

1-1-17 ディスプレイに関して、10.4 インチのTFT カラー液晶モニターで、タッチパネル操作が可能であること。

1-1-18 プリンターは、内蔵サーマルプリンターが搭載されており、ペーパーのオートカットができること。

1-1-19 インターフェースは、USB-H ポート：2 ポート、LAN ポート：１ポートを有していること。

2. 超音波画像診断・眼軸長・角膜厚測定装置

（検査機能）

2-1-1. 超音波画像診断機能に加え、超音波眼軸長測定機能、移植眼内レンズパワー計算機能を有していること。

2-1-2. 画像診断機能には、診断補助機能を8 種類有しています。また、動画記録・再生機能は標準装備していること。

2-1-3. 画像診断機能の表示深度は、48mm まで表示可能であること。

2-1-4. 画像診断機能のフレームレートは、20 枚/秒であること。

2-1-5. 眼軸長測定機能には、オート測定モードとマニュアル測定モードを有し、測定を補助するモニター機能等の測定誘導機能を有していること。
2-1-6. 眼軸長測定機能は、顎台測定、手持ち測定のいずれにも対応可能であること。
2-1-7. 眼軸長測定機能は、過熟白内障眼、無水晶体眼、眼内レンズ挿入眼の測定が行えまること。
2-1-8. 眼軸長測定機能には、感染防止機能または機構を有していること。
2-1-9. 移植眼内レンズパワー計算機能には、6 種類の計算式を標準装備していること。
2-1-10. 移植眼内レンズパワー計算機能には、レーシック術後眼対応式を標準装備していること。
2-1-11. 移植眼内レンズパワー計算機能には、4 モデル以上の同時計算機能を有していること。
2-1-12. 移植眼内レンズパワー計算機能には、2 種類以上の計算式による同時計算機能を有していること。
2-2. 記録
2-2-1. 検査結果をプリントアウトできること。眼軸長測定機能および移植眼内レンズパワー計算機能については、内臓サーマルプリンターでプリントアウトであること。
2-2-2. 検査結果を検査データとして外部装置にデータ出力であること。
2-2-3. 検査結果を検査データとして外部記憶媒体に記憶であること。

（ハードウェア）
2-3. 診断／測定プローブ
2-3-1. 画像診断プローブの振動子周波数は、10MHz であること。
2-3-2. 画像診断プローブの走査方式は、メカニカルセクタースキャン方式で、表示角度は52度であること。
2-3-3. 眼軸長測定プローブはソリッドタイプで、内部固視灯を有していること。また、内部固視灯は任意に点灯、消灯が切り替えられること。
2-3-4. 眼軸長測定プローブの振動子周波数は、10MHz であること。

2-4. 装置本体
2-4-1. 操作はタッチパネル操作で、外付けキーボードやマウス等の操作を必要としないこと。
2-4-2. 装置形状は小型、コンパクトな形状で、容易に移動、設置が行えること。

５．その他
（性能・機能以外に関する要件）

1. 設置条件等は、以下の要件を満たすこと。
1-1 搬入・設置にあたっては、発注後担当職員と装置類の配置を協議しながら十分に調整すること。その後は担当職員の指示に従い所定の期間・場所に使用可能な状態に配置・据え付けすること。

輸送中に装置類に損傷が生じないようにするとともに、搬入時には既設建築物を損傷しないように必要に応じ養生を施すこと。建築物に損傷を与えた場合は受任者の責任において原状回復すること。
搬入後は後片付けと清掃を行うとともに荷造用諸材料は全て持ち帰ること。
また、その費用は受任者の負担とする。

1-2 機器の設置に伴い室内の改修工事等を行う場合は、事前に図面および施工計画書を作成し、当病院施設担当職員の承認を得ること。

1-3 当病院が用意した設備（電気設備、空調設備、給排水設備）以外に必要となる設備がある場合は、当病院職員と協議し、その指示に従い、費用は本調達に含むものとする。
また、当該機器の配線工事等において必要となる関連機器及び関連用品は本調達に含むものとする。

2. 搬入、据付及び調整

2-1 本調達機器の設置に関し、機器の搬入、据付、配管、配線、調整は、本調達に含むものとする。

2-2 配線工事等において防火区間を貫通配線する場合は、貫通個所に適法な処置を施すこと。

2-3 機器の搬入、据付、配管、配線及び調整については、当病院のスケジュール業務に支障をきたさないよう、当病院の担当者と協議のうえその指示によること。

2-4 設置工事は、納期、工事期間のスケジュールに従い完了すること。また、工事期間中に機器の搬入、据付等の作業を行う場合、それにかかる費用は本調達に含むものとする。

2-5 必要に応じて既存の装置の撤去・廃棄を行うこと。（マニフェストまたは引取証明書等を発行すること）

3. 保守体制等は、以下の要件を満たすこと。

3-1 機器納入後1 年間は、通常使用により故障した場合の無償保証に応じること。

3-2 機器の円滑な運用を実現するための点検、調整および技術的なサポートを行える体制を有すること。

4. 検収条件、職員研修、技術支援

4-1 検収は担当職員が立会いの上行い、医師及び技師等が操作方法を熟知し、確実に使用が出来るまで受注者が責任を持って研修・技術支援を行うこと。

4-2 機器の日本語による操作マニュアルを１部以上提供すること。

5. その他

5-1 装置の運搬、据付調整及び職員研修にかかる諸費用は全て受注者の負担とし、装置の運搬、設置及び据付調整は所定の位置に納入期限までに速やかに行うこと。

5-2 本調達物品の納品にあたり、知り得た情報等の使用及び第三者への提供並びに情報等の複写及び複製については厳に禁止する。このことは、業務終了後においても同様とする。

5-3 当院指定の様式にて、機器の仕様データ（商品名、製造番号など）を提出すること。

5-4 詳細については当院の指示に従うこと。

以上